

乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドラインについて

平成29年1月27日
公益社団法人日本バス協会
安全輸送委員会 委員長 三澤 憲一

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用は、重大事故を引き起こすおそれが高いため道路交通法においても使用が禁止され、罰則も課せられています。

しかしながら、昨年末以来、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用事案が相次いで発生しており、国土交通省から同種事案の再発防止対策を講じるよう要請されているところです。

つきましては、会員事業者に対し、道路交通法等の法令遵守及び安全運転に関する啓発と指導教育を強化するとともに、下記を参考にした社内規程を策定し、同種事案の再発防止に努めるようご指導をお願いします。

記

「乗務中の携帯電話・スマートフォンの取扱いに関する社内規程のガイドライン」

1. 社内規程の整備

乗務中の携帯電話・スマートフォン（ハンズフリー機能のあるものを除く。以下「携帯電話等」という。）の取扱要領等に関する社内規程（以下「規程」という。）を整備する。

2. 規程に盛り込むべき事項

（1）乗務中の携帯電話等の使用禁止

- ① 運転者は、運転中に携帯電話等を使用（操作・使用し、又はその画面を注視することをいう。）してはならない。
- ② 乗務員（運転者を含む。）は、乗務中に携帯電話等を私的な目的で使用してはならない。

（2）携帯電話等の保管

携帯電話等は、乗務中は携帯電話の保管場所（専用ケース、グローブボックスや運転席背面等の運転席から容易に手が届かない位置に設

置)に保管すること。

(3) 携帯電話等の使用方法

運転者は、業務目的のため携帯電話を使用するときは、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車してから連絡を行うこと。

(4) 営業所等からの連絡及び対応要領

営業所等から運転者に連絡を行う場合には、メールや留守番電話サービスを活用することとし、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車させた後に連絡をさせること。

3. 規程を遵守させるための措置

(1) 点呼時における運行管理者の指導等

運行管理者は、点呼時に以下のことを実施すること。

- ① 携帯電話等の電源がオフ又はマナーモードになっていることを確認すること。
- ② 定期的に、乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を指示するとともに、違反した場合には社内罰則規定等に基づき処分が行われることを通告すること。
- ③ 必要に応じて、乗務中に携帯電話等を使用しないことを運転者に宣言させること。

(2) 乗務員相互の確認

運転者以外の乗務員が乗務する場合は、運転席への携帯電話等の持ち込みがないことを相互に確認すること。

4. 規程の遵守状況の確認

(1) ドライブレコーダーの活用

ドライブレコーダーを用いて乗務中の携帯電話等の使用の有無を定期的に確認するよう努めること。また、乗客等から苦情等があった場合には、事実関係を確認すること。

(2) 巡回指導等

不定期に巡回指導を実施し、乗務中の携帯電話等の使用の有無を確認するよう努めること。

5. 業務用携帯電話の貸与

運転者との連絡用に通話機能専用の業務用携帯電話等を貸与するよう努めること。